



「イリ」系譜についての再検討

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-12-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00007721

「イリ」系譜についての再検討

黒田 達也 *

The Review of the Genealogy of the Names having "IRI(入)"

KURODA Tatsuya *

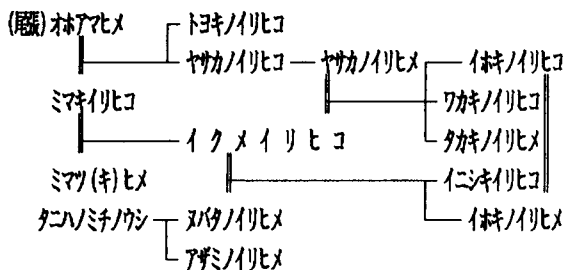
要 旨

「イリヒコ」「イリヒメ」を有する人名全ての位置づけを再検討することにより、一定、本来の系譜の復元が可能となる。本稿では、既に公表した復元系譜を除き、「イリ」系譜の全体像を明らかにすることによって、4世紀以前の王統譜を検討する素材の明確化を意図した。

はじめに

かつて「イリヒコ」「イリヒメ」を有する人名の主要なもの系譜について、〈図1〉の如き復元を行った（黒田、1990年、第二章三、尚、第一章四でイホキノイリヒメをイニシキイリヒコの同母妹でイホキノイリヒコ妃と推定したところを付加した）。しかし、その後様々な系譜の検討を通じて、当復元系譜には修正しなければならないところが生じてきた。既に幾つかの拙稿で若干触れてはいるが、直接検討の対象としたものではない。ここで、『古事記』『日本書紀』（以下それぞれ『記』『紀』と略記）に見える「イリヒコ」「イリヒメ」で以前取り上げなかったものも含めて、「イリ」系譜全体についての復元を試みたいと思う。

〈図1〉



I フタチノイリヒメ

ヤマトタケル妃と伝えられるフタチノイリヒメは『記』で垂仁皇女とされる。しかし、『紀』ではその名のみがヤマトタケル妃として見えるに過ぎず、『記』でも景行

系には垂仁皇女とあるが、垂仁系では山代のオホクニノフチの女ヲトカリハタトベ所生のイハツクヒメの亦名として記されるだけである。フタチノイリヒメはヤマトタケル妃とされていたことは確かであるが、元より垂仁皇女として位置づけられていたか否かは疑わしい。『記』はヤマトタケル妃としてフタチノイリヒメと「イリ」の有無のみを異にするフタチヒメ（近淡海之安国造の祖オホタムワケの女）も伝える。『紀』では『記』のフタチノイリヒメ所生の仲哀とフタチヒメ所生のイナヨリワケがともにフタチノイリヒメ所生とされているので、両者が本来同一人であったことは考えられる。問題はフタチノイリヒメとフタチヒメのいずれが本来のものであり、どのようにして『記』『紀』の系譜が形成されたかということである。とりあえず次のような想定がなし得る。

- フタチヒメからフタチノイリヒメが分立されて『記』の如き系譜となり、その後再度両者がフタチノイリヒメとして合体されて『紀』の系譜となった。
- フタチヒメがフタチノイリヒメという変改された人名で垂仁皇女とされて『紀』の系譜となり、後にフタチノイリヒメから元のフタチヒメが分立されて『記』に見られる系譜となった。
- 一方でフタチヒメがフタチノイリヒメとして垂仁皇女に変改された『紀』の如き系譜が造作され、他方ではフタチヒメから垂仁皇女としてフタチノイリヒメが分立されて前者所生としてイナヨリワケが後者所生として仲哀がそれぞれ位置づけられる『記』に伝えられる系譜が形成された。
- フタチノイリヒメは本来オホタムワケの女であり、後にフタチノイリヒメとフタチヒメとに分立され、前者が垂仁皇女、後者がオホタムワケの女とされた。
- フタチノイリヒメをイナヨリワケと仲哀の母とする『紀』の如き系譜が変改され、フタチノイリヒメ

1999年 4月14日 受理

* 一般教養科 (Department of Liberal Arts)

からフタチヒメが分立されて『記』に見られる系譜が形成された。

仲哀が王統譜に登場したのは欽明～敏達段階であったとみられる（前著、及び黒田、1998年）が、その生母としては地方豪族出自の者よりは王族の方が相応しい。従って、フタチノイリヒメは、フタチヒメから分立された者ないしはそれが変改された者であれば、仲哀の生母として成立したと考えられる。また、諸氏族の始祖の生母を皇女とする伝承は殆ど知られない。犬上君・建（武）部君につながるこのフタチノイリヒメの他には、讃岐国造等につながる景行妃イカヒメを挙げ得るぐらいである。イカヒメをもとに垂仁皇女とされるイカタラシヒメが成立したとみられるが、イカヒメの景行妃という位置づけは変改されたものであるとともに、「イカヒメ」でありイカタラシヒメとはされていないので、讃岐国造等の始祖が皇女所生とされているかは疑わしいようにも思う。フタチノイリヒメのみを例外とすべきであろう。しかもイナヨリワケの後裔は中央系の有力氏族ではない。このことからすれば、上記のA・Cは不可とすべきであり、Bも、諸氏族の始祖系譜が欽明～敏達段階でほぼ成立していたとみられる（前著）ことから、疑問としなければならぬ。Dについても、「イリ」は基本的には崇神系の王族に関わる称であり、近江の地方豪族出自の女に元より「イリ」が付されていたとは考え難いので、同様である。Eが残ることになるが、犬上氏等がフタチノイリヒメ所生とされていたイナヨリワケを始祖とする系譜を変改するために、フタチノイリヒメからフタチヒメが分立されることになったということは最も蓋然性が大きいと考えられる。

フタチノイリヒメは、垂仁以外の「イリ」を有する者の女とされていたとみるのが良いとすれば、どのような位置が想定されるであろうか。その父や母の条件としては、垂仁と同世代であること、ヤマトタケルと何らかの関係を有することが挙げられるであろう。そこで注目されるのがトヨキノイリヒコである。トヨキノイリヒコには孫としてヒコサシマ、曾孫としてミモロワケが伝えられている（景行紀）が、子女が伝えられておらず、しかもヒコサシマは本来ヤマトタケルの子として位置づけられていたとみられる者である（前著）からである。トヨキノイリヒコと対をなすのは同母妹とされるトヨスキイリヒメであるが、本来、前者は尾張のオホアマヒメ所生でヤサカノイリヒコの兄弟、後者はタケキゴコロと紀伊出自のトホツアユメマクハシヒメとの間の女で前者の妃と想定される（黒田、1995年）。トヨキノイリヒコに子女が伝えられていないのは子女の位置づけの変更によるとみられるのであり、子女を有さなくなった夫妻が同母兄妹に変改されたのではなかろうか。フタチノイリヒメ

が垂仁皇女に変更されたことについては、その生母トヨスキイリヒメが蘇我氏系（葛城系）の祖タケキゴコロとトホツアユメマクハシヒメとの間の女とされていたことからすれば、蘇我氏系によって形成された「天皇記」段階での変改とは考え難い。蘇我氏系系譜の変改と関係するとみるべきであろう。それが『記』でイハツクヒメの亦名とされていることについては、フタチノイリヒメ所生のイナヨリワケが近江の犬上氏の祖、タラシナカツヒコは近江の息長氏と関係するオキナガタラシヒメを后とすることからして、イハツクヒメの同母兄とされるイハツクワケが近江を一つの本拠とした三尾氏の祖とされていることと関わることも想定される。

Ⅱ ヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメ

垂仁妃ヌバタノ（ニ）イリヒメにはそれに類する人名は見当たらないが、妹の同妃アザミノ（ニ）イリヒメにはその所生としてアザミツヒメなる「イリ」を欠くだけの者が『記』に位置づけられている。このアザミツヒメはイナセヒコ妃とされる。イナセヒコ自体には系譜が伝えられないが、『紀』には、「セ」の用字は異なるが、「イリ」が付されただけの如きイナセイリヒコがイカヒメ所生の景行皇子として見える。アザミツヒメ・イナセヒコはアザミノイリヒメ・イナセノイリヒコの分身とみられるのではなかろうか。イナセヒコとアザミツヒメとが夫妻とされていることから、イナセノイリヒコとアザミノイリヒメとは夫妻、父と女、子と母の如き密接な関係が設定されていたと考えられる。

夫妻の場合、アザミノイリヒメが垂仁妃に変改されたことによってアザミツヒメが造作されたことになるが、アザミノイリヒメが垂仁妃に変更された理由が問われる。両者の間の子女とされていた者が垂仁皇子女に変更されたことに伴い、アザミノイリヒメが垂仁妃とされたことは考え得る。しかし、アザミノイリヒメ所生とされる者は、『記』ではアザミツヒメと沙本穴太部之別の始祖イコバヤワケ、『紀』ではイケハヤワケとワカアサツヒメであり、垂仁皇子女への変改の理由は見出し難いように思う。あるいはイナセノイリヒコの変改に関わることも考えられるが、イナセノイリヒコがどのような位置づけにあったかが問題となる。

イナセノイリヒコを景行皇子とする所伝は、イホキノイリヒコ等「イリヒコ」「イリヒメ」を景行皇子女としているのと同様、変改されたものであり、元来「イリ」の系統に位置づけられていたと考えるべきであろう。イナセノイリヒコの王統譜における本来の位置としては、イホキノイリヒコ等が垂仁皇子女とされていたとみられることからすれば、垂仁皇子というのが相応しいように

思う。イナセノイリヒコの生母と伝えられるのは出自不明のイカヒメであるが、これはその名の一致からすれば崇神皇女イカヒメ（『記』）と、世代関係も勘案すれば垂仁皇女とされるイカタラシヒメとの関係が考えられる。イカタラシヒメはイカヒメから分立された者（前著）、イナセノイリヒコは垂仁皇子の位置にあったとみられるので、その生母イカヒメは崇神皇女とされるイカヒメと元来は同一人とすべきであろう。イカヒメは崇神（原型）の女で、イハレヒコの子イカヒコの妃とされていた（黒田，1996年a）。従ってイナセノイリヒコは、イカヒメ所生とすれば、イカヒメは「イリ」の系統であり、自身は垂仁の子の世代ではあるが、父はイカヒコであるから、「某+ヒコ」系ということになる。イカヒメ所生というのは改作されたものとみなすべきであろう。

アザミノイリヒメ所生とされるイコバヤワケとイケハヤワケは、いずれを本来的な名とすべきかはともかく、同一人の異表現と言い得るが、アザミツヒメとワカアサツヒメは、共通性は皆無ではないが、相異なる人名とみるべきものと思う。ワカアサツヒメをアザミノイリヒメ所生とする所伝があるにもかかわらず、その代わりにアザミツヒメが『記』に見える。アザミノイリヒメを分立しなければならぬ事情があったとしなければならないが、それはイナセノイリヒコとの関係ではなからうか。イナセノイリヒコが景行皇子とされたことによって、元のアザミノイリヒメとの関係を残すべくアザミツヒメがアザミノイリヒメ所生として位置づけられたということである。アザミノイリヒメが垂仁妃とされていたことが動かせないとするれば、イナセノイリヒコはアザミノイリヒメ所生とされていたことが想定される。イナセノイリヒコがイカヒメ所生景行皇子とされたことによって、元の関係をできるだけ残そうとするれば、アザミノイリヒメ所生としてのアザミツヒメをイナセノイリヒコ（イナセヒコ）妃とするのが良いであろう。アザミノイリヒメ所生垂仁皇子としてのイナセノイリヒコの位置は、<図1>で見れば、崇峻に当たることは多言を要すまい。

しかし、イホキノイリヒコ等は生母ヤサカノイリヒメも垂仁妃から景行妃に位置づけが変更されたのに対して、イナセノイリヒコは生母がアザミノイリヒメではなくイカヒメとされた理由が問題になる。イナセノイリヒコがイカヒメと何らかの関係にある者として位置づけられていたことが先ず考えられる。アザミノイリヒメがイナセノイリヒコの生母とされていたこと、イカヒメ所生としてイナセノイリヒコが位置づけられているのには理由があること、この両者を解する一方法としてはアザミノイリヒメがイカヒコ・イカヒメの女とされていたと考えることが挙げられる。本来夫妻関係にあったイカヒコとイカヒメは、イハレヒコとヒコホホデミの合体（＝神武の

成立）によって、最終的にはイカヒメの位置に従って崇神の子女とされた。アザミノイリヒメは、イカヒコ・イカヒメの女として位置づけられていたとすれば、垂仁の子女の世代となるが、代代的に不自然な夫妻関係ではない。しかし、アザミノイリヒメがタニハノ〔ヒコタス〕ミチノウシの女とされても、垂仁妃という位置には変化がないのであるから、イナセノイリヒコの生母が変更される必要はないであろう。イナセノイリヒコが景行皇子に変更されたことによって、その生母も変改されたとみられるべきである。その際にイカヒメ（ないしイカタラシヒメ）が生母とされた理由が問題となる。また、「イリヒメ」の父は、アザミノイリヒメと姉ヌバタノイリヒメの他ではヌノシノイリヒメを除けば、全て「イリヒコ」であり、このこともアザミノイリヒメ等の父母をイカヒコ・イカヒメと考えることの問題性を示しているように思う。両者の父母については、違った視点から考えなければならぬので、後節で検討することにし、ここでは垂仁妃としての位置づけとそれらの所生子女について考えておくことにしたい。

垂仁妃として伝えられている、ないしは位置づけられていたとみられる「イリ」はヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメとヤサカノイリヒメである。『記』はヤサカノイリヒメ所生景行皇子女をワカタラシヒコ（成務）・イホキノイリヒコ・オシ〔ノ〕ワケ・イホキノイリヒメとし、『紀』はワカタラシヒコ・イホキノイリヒコ・オシノワケ・ワカヤマトネコ・オホスワケ・ヌノシ・ヌナキ・イホキノイリヒメ・カゴヨリヒメ・イサキノイリヒコ・キビノエヒコ・タカキノイリヒメ・ヲトヒメとする。『紀』の子女は、若干の相違はあるが、『記』のそれに生母不明の同母兄弟姉妹ヌナキノイラツメ・カゴヨリヒメ・ワカキノイリヒコ・キビノエヒコ・タカキヒメ・ヲトヒメと、同じく生母不明のヌナシロノイラツメ、及び『紀』独自のワカヤマトネコとで成っていると一言い得る。『記』の生母不明子女の殆ど（ヌナシロノイラツメの同母兄トヨトワケだけはソノタケヒメ所生とされる）が『紀』ではヤサカノイリヒメ所生とされているのであるが、『紀』の如き系譜が『記』のようなものに変改されたとみるよりはその逆を想定すべきであることは言うまでもない。生母とされていた者の位置が変更されたことにより、生母不明ということになったのであろう。

ワカタラシヒコはオホタラシヒコの同母弟、オシノワケはオシロワケの分身であり、ヤサカノイリヒメ所生をワカタラシヒコ・イホキノイリヒコ・オシノワケ・イホキノイリヒメとする『記』の系譜が本来のものでないことは前著で指摘したところである。イホキノイリヒメもイホキノイリヒコ妃と考えることができるので、ヤサカノイリヒメ所生としてはイホキノイリヒコのみが残るこ

とになる。しかもヤサカノイリヒメは、ミマツ(キ)ヒメやトヨスキイリヒメがミマキイリヒコ・トヨキノイリヒコの妃であること、ないし妃とされていたとみられることからすれば、ヤサカノイリヒコ妃というのが元来の位置づけであったとも考えられる。イホキノイリヒコはヤサカノイリヒコとヤサカノイリヒメとの間の子とされていたという吉井巖説(1967年)が承認されるべきであろう(但しイホキノイリヒメを同母妹とするのは不可である)。ヤサカノイリヒメはヤサカノイリヒコ妃から垂仁妃へ、更に景行妃へと変改されたと考えられる。

本来的な垂仁皇子女と想定し得るのは、「イリ」系では今のところ、イニシキイリヒコとワカキノイリヒコ・タカキノイリヒメということになる。イニシキイリヒコはいま一人のワカキノ(ニ)イリヒコとともにヒバスヒメ所生とされるが、欽明～敏達段階でヒバスヒメはヤマトタラシヒコ妃、オホタラシヒコ・ワカタラシヒコ生母とされていたとみられる(黒田, 1998年)ので、ヒバスヒメをイニシキイリヒコの生母とする系譜は変改されたものとなる。ワカキノイリヒコとイニシキイリヒコが同母とされていることは、それらとタカキノイリヒメとが同母とされていたことを示すとみられる。それらの生母とされていた者が問題であるが、垂仁妃とされていたとみられる三人の「イリヒメ」の中で、ヤサカノイリヒメはイホキノイリヒコ生母、アザミノイリヒメはイナセノイリヒコ生母とされていたとみられるので、ヌバタノイリヒメをそれらの生母と想定できるのではなからうか。

現系譜でヌバタノイリヒメ所生とされているヌタラシワケ(ヌテシワケ)・イカタラシヒメ(『記』はイカタラシヒコとするが『紀』の所伝の方が正当である)とアザミノイリヒメ所生とされるイコバヤワケ(イケハヤワケ)はどうか。ヌバタノイリヒメが垂仁妃でありイカタラシヒメが垂仁皇女であることは欽明～敏達段階でも同様であるので、イカタラシヒメは元よりヌバタノイリヒメ所生とされていたとみることができるのではなからうか。ヌタラシワケとイコバヤワケ(イケハヤワケ)については、欽明～敏達段階から同じ位置づけであったか、「天皇記」以後に位置づけられたかは今のところ不明とせざるを得ない。

Ⅲ ヤツリノイリヒコ

ヤツリノイリヒコは、ヒコイマスの子カムオホネの亦名とされていることからすれば、現系譜の世代関係では垂仁と同世代であるが、ヒコイマスの本来のヒコフツオシノマコトの子という位置(前著)では垂仁の子女の世代になる。「イリヒコ」ということでは垂仁の兄弟や子として位置づけられていたとみるのが良さそうであるが、

カムオホネと合体されてヒコイマスの子とされるに至った事情が検討されなければならない。

『記』はヒコイマスとオキナガノミズヨリヒメとの間の子女としてタニハノヒコタタスミチノウシ・ミズホノマワカ・カムオホネ・ミズホノイホヨリヒメ・ミキツヒメを位置づけている。タニハノヒコタタスミチノウシはタニハノミチノウシとヒコタタスとが合体されたものであり、タニハノミチノウシは本来ヒコユスミの子とされていた(黒田, 1996年b等)。ミズホノマワカ・ミズホノイホヨリヒメ・ミキツヒメは水に関係する人名であることにおいてオキナガノミズヨリヒメと共通するが、ミズホノマワカは息長氏の本拠と同じ近江を本貫とする近淡海之安直の祖であることからオキナガノミズヨリヒメと密接に関係すると言えよう。これら三人名とヒコタタス・カムオホネとは名の様態が異なる。しかし、ヒコタタスはヒコフツオシノマコト—ヒコイマス—ヒコタタスという系譜では、息長氏系のヒコヒメ所生の敏達に相当する者であり、敏達に比定すべく息長系の者の所生として位置づけられたとみられる(前著)。カムオホネはこの名では他に見えないが、三野国之本巢国造等の祖とされるので、景行記にオホウス妃エヒメ・ヲトヒメの父として見える三野国造之祖大根王と同一人とみられる。三野=美濃は、『釈日本紀』所引「上宮記」一云系譜に継体の父〔ヒコ〕ウシが牟義都国造出自のクルヒメ所生とあることからすれば、継体と関わる地方であり、本巢国造も継体とつながりを有していたことも考えられる。継体と息長氏とは密接な関係にあることから、本巢国造の祖たるオホネがオキナガノミズヨリヒメ所生に位置づけられたとみることは可能であろう。

〔カム〕オホネの同母兄ヒコタタスと本来ヒコユスミの子とされていたタニハノミチノウシとが合体されてタニハノヒコタタスミチノウシやタニハノミチノウシとしてヒコイマスの子とされる『記』『紀』に見られる系譜が成立した。元来ヒコタタスの子女とされていたのはヒバスヒメ・ウタゴリヒメ・マトノヒメとミカドワケ、タニハノミチノウシの女はタカノヒメであり(黒田, 1998年)、ヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメはいずれの女でもなかった。「イリ」で共通することからして、ヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメがタニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女として位置づけられたこととヤツリノイリヒコが〔カム〕オホネの亦名とされたこととが関係するとみられないであろうか。

ヌバタノイリヒメ所生のイニシキイリヒコ・ワカキノイリヒコはヒバスヒメ所生に、イホキノイリヒメとタカキノイリヒメは景行皇女に変改された。イホキノイリヒメについてはイホキノイリヒコが景行皇子とされたこととの関係によることは言うまでもない。タカキノイリヒ

メの景行皇女への変改が応神妃・ヌカタノオホナカツヒコ生母として位置づけるためである（前著）ことも理解し易い。イニシキイリヒコとワカキノイリヒコがヒバスヒメ所生とされたのは、両者が景行の同母兄弟とされていることから、景行が垂仁皇子として位置づけられたことと関係することが考えられる。ヌバタノイリヒメに代わってオホトラシヒコの生母とされていたヒバスヒメが位置づけられたとみるのである。景行がイニシキイリヒコ・ワカキノイリヒコと同母兄弟とされているのは、元来イニシキイリヒコとワカキノイリヒコだけが垂仁皇子とされていたことによると思われる。

景行の一方の原型オホトラシヒコは、欽明～敏達段階では、ヒコフツオシノマコト曾孫・ヒコイマス孫・ヤマトトラシヒコ子として位置づけられていたとみられるので、前記の如き変改は「天皇記」段階でのこととみななければならない。ヒバスヒメがヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメと姉妹とされたことは理解し得るとしても、それらが丹波系とされた事情が問われる。元来、ヒバスヒメはヒコイマス孫・ヒコタタス女、現系譜が開化妃・ヒコユムスミ生母とする丹波のタカノヒメはヒコフツオシノマコト曾孫・ヒコユムスミ孫・タニハノミチノウシ女・ヒコオホヒヒ妃とされていた（黒田、1996年b）。ヒコユムスミ系は、タニハノミチノウシがヒコタタスと合体され、ヒコイマス系に吸収されているかの如くである。「天皇記」段階でヒコオホヒヒはワカヤマトネコと合体されて開化となり、崇神・ヒコフツオシノマコト等の父として位置づけられた（前著）。これに伴って、タニハノミチノウシは、その女であったタカノヒメが開化妃とされたために、子女を有さぬ者となった。「天皇記」系譜は和珥氏系系譜を解体・変改して形成されたものであるが、ヒコイマスにせよヒコユムスミにせよいずれも和珥氏系であることにより、ヒコタタスがタニハノミチノウシと合体されることになったのではなからうか。ヒバスヒメ等が丹波系となっているのは、このような系譜の変改によるとみられる。

ヌバタノイリヒメがイニシキイリヒコ等の生母という位置から排された事情は上記の如く考えられるのであるが、現系譜でヌバタノイリヒメ所生とされているヌトラシワケ（ヌテシワケ）とイカタラシヒメ（『記』はイカタラシヒコとするが『紀』の所伝の方が正当である）はどうか。ヌバタノイリヒメが垂仁妃でありイカタラシヒメが垂仁皇女であることは欽明～敏達段階でも同様であるので、イカタラシヒメは元よりヌバタノイリヒメ所生とされていたとみることはできるのではなからうか。ヌトラシワケについては、アザミノイリヒメ所生とされるイコバヤワケ（イケハヤワケ）とともに、欽明～敏達段階から同じ位置づけであったか、「天皇記」以後に位置

づけられたかは今のところ不明とせざるを得ない。

以上のように、ヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメがタニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女に変改されていることと、ヤツリノイリヒコが〔カム〕オホネの亦名とされていることとは関係するようである。しかし、ヒコイマスの子としてのタニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの成立は「天皇記」段階であり、それ以前の王統譜でのヒコタタスやタニハノミチノウシ等と〔カム〕オホネ・ヤツリノイリヒコとの関係を検討しなければならない。

ヤツリノイリヒコはヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメの叔父とされているので、後二者は前者の子女の世代の者ということになる。崇神の世代以前では崇神以外に「イリヒコ」「イリヒメ」が位置づけられていないこと、ヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメが崇神皇子である垂仁の妃であることからすれば、ヤツリノイリヒコは崇神皇子・垂仁兄弟という位置を想定し得る。崇神皇子とされる「イリヒコ」は垂仁とトヨキノイリヒコ・ヤサカノイリヒコであるが、後二者は本来尾張氏系のオホアマヒメ所生で安閑・宣化に、垂仁は欽明にそれぞれ相当する位置づけがなされていた。また、垂仁の生母ミマツ（キ）ヒメは、現系譜に先立つ系譜では崇神の兄ヒコフツオシノマコトの女として位置づけられていたので、ヒコフツオシノマコト・ミマツヒメは宣化・イハノヒメ（イシヒメ）に、崇神は欽明にそれぞれ相当する位置にもあった。垂仁が欽明に当たる位置づけでは、ヤツリノイリヒコが比定されるような重要な者は継体皇子には見当たらない。しかし、崇神を欽明に比定するものでは、トヨキノイリヒコやヤサカノイリヒコに相当する者は見られないが、敏達やその同母兄ヤタ〔ノタマカツノオホエ〕に当たる者が位置づけられていたことは充分考えられる。ミマツヒメ所生の垂仁がその一人であることは言うまでもないが、ヤツリノイリヒコもそれとみることができのではなからうか。

このような位置づけにあったヤツリノイリヒコが、ヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメがタニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女とされたことに伴って、タニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの弟に位置づけられたとすれば、ヤツリノイリヒコは垂仁との兄弟関係よりもヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメとのそのの方が重要なものであったとしなければならない。しからば、ヤツリノイリヒコとヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメとの関係としては、夫妻とみることは不可能であるから、父と女という関係が想定される。二女がタニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの女とされたことにより、父ヤツリノイリヒコがタニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシの弟に変改されたということであるが、〔カム〕オホネの亦名としてしか位置づけられない者になった理由が問われる。

ヤツリノイリヒコが〔カム〕オホネと合体されたのは両者が元より相関係する者として位置づけられていたことによることが考えられる。〔カム〕オホネは美濃の本巢国造の始祖や三野国造の祖とされ、その二女エヒメ・ヲトヒメは、景行が娶ろうとして皇子オホウスを派遣したが、オホウスが妃としたという。『紀』には景行が美濃の女を妃としようとした所伝は二つ見える。一つは、ヤサカノイリヒコの女ヲトヒメを娶ろうとしたが、ヲトヒメが辞退し、姉ヤサカノイリヒメが妃となったとするものであり、いま一つは、オホウスが美濃国造神骨の女兄遠子・弟遠子の容姿を察るために派遣されたが密通して復命しなかったという『記』に通ずるものである。いずれの所伝も造作されたものであるが、ヤサカノイリヒコが美濃に関係する者とされていることは重要である。ヤツリノイリヒコが〔カム〕オホネと合体されたことと何らかの関係が考えられるとともに、ヤツリノイリヒコが「イリ」の系譜に位置づけられていたことを示すもののように思われるからである。元来美濃と関係する者とされていたヤツリノイリヒコが〔カム〕オホネの亦名として変改されたことに伴って、ヤサカノイリヒコが美濃と関係する者となったと考えられないであろうか。ヤツリノイリヒコが〔カム〕オホネと合体されて「イリ」で美濃と関係する者がなくなったことにより、ヤサカノイリヒコが美濃に関係する者として位置づけられたとみるのである。

ヤツリノイリヒコが美濃と関係していたとすればどのような系譜を想定し得るであろうか。ヌバタノイリヒコ・アザミノイリヒメは、前述のように、ヤツリノイリヒコの女とみることができるが、その生母は未だ不明である。ヤツリノイリヒコ妃として〔カム〕オホネの女を考えることはできないであろうか。〔カム〕オホネの女エヒメ・ヲトヒメ所生のオホウス子はそれぞれオシグロノエヒコ・オシグロノヲトヒコという生母に対応する人名となっている。このこと自体が造作された系譜であることを示しているが、エヒメ・ヲトヒメの子の名にいずれも「オシグロ」が冠されていることに注目したい。「某+クロ(グロ)」の人名としてはこれらの他に息長氏に関係するイヒノノマグロヒメとカグロヒメ(前著)が知られるだけである。オシグロノエヒコ・オシグロノヲトヒコは、祖父〔カム〕オホネが息長氏系系譜に位置づけられていることでも、イヒノノマグロヒメ・カグロヒメと共通する。〔カム〕オホネの女は本来「オシグロヒメ」というような名であり、この「オシグロヒメ」とヤツリノイリヒコとの間の女をヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメとすることができるのではなかろうか。

この位置における〔カム〕オホネは、ヤツリノイリヒコが崇神皇子であるから、崇神と同世代であり、ヒコイ

マスの子とされていたとは考え難い。ヒコイマスは崇神皇子と同世代に位置づけられており、その子〔カム〕オホネの女「オシグロヒメ」とヤツリノイリヒコとは二世代の差が生ずるからである。「神」を冠する表記があることからすると、〔カム〕オホネは、誰かの子とされていたとみるよりは、独立の存在であったとする方が良いのではなかろうか。その妃としては、〔カム〕オホネと系譜上で関係し「神」とも関係するとともに、〔カム〕オホネが関係する美濃ともつながりを有することから、アメノミカゲ神の女オキナガノミズヨリヒメが相応しいように思う。オキナガノミズヨリヒメがヒコイマス妃に変更されたことによって、本来の夫であったカムオホネがオキナガノミズヨリヒメ所生のヒコイマス子に変改されたということである。欽明～敏達段階でタニハノ〔ヒコタス〕ミチノウシの原型の一つヒコタスはヒコイマス子・オキナガノミズヨリヒメ所生とされていた(黒田, 1996年b)ので、この段階で〔カム〕オホネの位置が変改されたとみなければならない。

〔カム〕オホネが崇神孫・垂仁皇子の世代に位置づけられたことによって、ヤツリノイリヒコと〔カム〕オホネの女との夫妻関係は不自然なものとなり、それが解消されたとみられる。「オシグロヒメ」は、それをもとにしたオシグロノエヒコ・オシグロノヲトヒコが〔カム〕オホネの孫に位置づけられているので、ヤツリノイリヒコ妃のまま残されなかったとみられる。また、ヤツリノイリヒコも、崇神皇子のままであったとすれば、別系統のヒコフツオシノマコト系で崇神孫の世代とされた〔カム〕オホネと後に合体された事情が考えにくいので、その位置が変改されて〔カム〕オホネの亦名とされたとみられる。このような変改がなされた時期としては、敏達皇子オシサカノヒコヒトノオホエに相当する者としてヒコタスが位置づけられた段階であることから、欽明～敏達段階が想定される。

「オシグロヒメ」は、〔カム〕オホネの女のままであれば、オホトラシヒコと同世代となる。景行が美濃系の女を娶ろうとしたり、娶ったというような伝承はこの段階で生じたことも考えられるのではなかろうか。景行の原型であるオホトラシヒコが「オシグロヒメ」を妃とする系譜が形成されていたということも想像されるのである。しかし、この場合、ヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメの位置づけがどのようになったかを考えておかなければならない。

元の系譜との関係からすれば、変改された両者の位置づけについては垂仁妃とオホトラシヒコの女という二様と考えられる。前者は元の垂仁妃に、後者は「オシグロヒメ」所生にそれぞれ基づくことは言うまでもない。後者の想定では、ヌバタノイリヒメ所生、アザミノイリヒ

メ所生としてそれぞれヌタラシワケ（ヌテシワケ）とイコバヤワケ（イケハヤワケ）というオホタラシヒコの子オシロワケ（黒田，1998年）と共通する「ワケ」を称する者が位置づけられていることを解し易い反面，二女が後に再び垂仁妃とされた理由が問題となる。前者の場合は，二女の父母が変更された理由が問われる。

いずれも問題があるが，前者の想定の方が理解し易いように思う。二女はヒコフツオシノマコト曾孫・ヒコイマス孫・ヒコタス女として位置づけられたとすれば垂仁の孫の世代になるが，垂仁の生母ミマツヒメはヒコイマスの姉妹とされていたとみられる（黒田，1996年b）ので，垂仁は母系ではヒコタスと同世代であり，二女と垂仁とは現系譜と同じ世代関係となる。二女が「オシグロヒメ」の所生からヒコタスの女に変更された理由としては，垂仁妃のままにするための世代関係とともに和珥氏系とすることが考えられる。しかし，〔カム〕オホネの女として位置づけられたとしても垂仁との世代関係は変わらず，〔カム〕オホネもヒコイマスの子とされているので和珥氏系であることも同じであり，この方が元の系譜に近いかたちである。しかも，開化記では二女はタニハノヒコタスミチノウシの女としては位置づけられていない。二女は先ずヒコイマスの子とされた〔カム〕オホネの女として位置づけられたとみるのが良いように思う。

ところで，景行が美濃系の女を娶ろうとしたり娶ったという伝承の成立は，ヤツリノイリヒコ関係系譜の変改に伴うものと思われる。ヒコイマスの子とされた〔カム〕オホネはオホタラシヒコの父ヤマトタラシヒコの兄弟に当たる（黒田，1998年）ことはそのことを示唆する。オホウスがオホネ（カムホネ）の女を妃としたという伝承には元の系譜が一定反映されているのではなかろうか。オホウス（及びヲウス）が「オシグロヒメ」所生とされていたことがあったのではないかということである。しからば，オホタラシヒコと「オシグロヒメ」との夫妻関係の変改はオホウス・ヲウスが吉備族出自のハリマノイナビヒメ所生（現系譜はハリマノイナビノオホ（ワカ）イラツメとするがこれが『記』『紀』編纂段階での変改であることは，黒田，1995年）とされたことと関係するとみなければならない。この際，元の系譜を基にすれば，「オシグロヒメ」はオホウス妃とされることも有り得た筈である。しかるに，オホウス妃はエヒメ・ヲトヒメとされ，「オシグロ」はそれらの所生子に冠されている。これは氏族の始祖名としてエヒコ・ヲトヒコの如き抽象的なものが見られない（但し『記』には安寧皇子シキツヒコの子で名が伝えられない者を伊賀須知之稻置等の始祖とする伝承がある）ことからして，氏族の始祖名を一定具体的にしようとしたことによるとみられるのではな

かろうか。しかし，ともに美濃を本拠とする三野之宇泥須和気・牟宜都君の始祖がオシグロノエヒコ・オシグロノヲトヒコに区別されているとともに，両者の生母もエヒメ・ヲトヒメとして分離されている理由が問われる。

オホウスは，『記』では，その二子とは別に守君・大田君・島田君の始祖とされる。父子ともに異なる後裔氏族名が記されているのは『記』『紀』ともに他に見られず，極めて特異である。大田君は美濃国安八郡大田郷ないし大野郡大田郷，島田君は尾張国海部郡島田郷を本拠とし，守君は，大宝二年美濃国戸籍にそれと関わりとみられる守部が多数見えることから，美濃を本拠としたと考えられている（日本思想大系『古事記』補注）。尾張を本拠とする島田君が美濃系氏族と同族であることは，美濃と尾張が隣国であるという地理的關係によるともみられるが，それはともかく，美濃系氏族がオホウスを祖としていることは，オホウスが〔カム〕オホネの女所生とされていたとすれば，当然のことであろう。宇泥須和気・牟宜都君もその始祖として，『紀』が後者をオホウスの後としているように，オホウスが位置づけられていて然るべきであるが，『記』では殊更にその子を始祖としているのである。このことは元来両氏族がオホウスを始祖としていなかったことを示すものであろう。しかし，オホウスの子として造作された者を始祖としているのであるから，オホウスと関係がある者の後裔ということが考えられる。さればそれは双子の弟とされるヲウスとみられる。ヲウスがヤマトタケルと合体されたことにより，ヲウスを始祖としていたものがオホウスの系統に位置づけられることになり，「オシグロヒメ」を基にオシグロノエヒコ・オシグロノヲトヒコが造作されたとみるのである。

宇泥須和気と牟宜都君とが兄弟を始祖としていることは両氏がそれほど密接な関係ではなかったことによるとみることにはできるが，オシグロノエヒコ・オシグロノヲトヒコの生母までエヒメ・ヲトヒメ姉妹とされたことについてはどうか。欽明～敏達段階で〔カム〕オホネの女とされていた可能性を見出し得るのは，上記より，ヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメと「オシグロヒメ」である。「オシグロヒメ」は氏族の始祖名を具体化するためにオホウスの二子の名に転用された。ヌバタノイリヒメとアザミノイリヒメは，前述のように，ヒコタスの女でヤマトタラシヒコ妃・オホタラシヒコ生母であったヒバスヒメが「天皇記」段階でタニハノ〔ヒコタス〕ミチノウシの女で垂仁妃・景行生母とされた際に，同時にヒバスヒメの妹とされたとみられる。明言はできないが，このヌバタノイリヒメとアザミノイリヒメの代わりとしてエヒメ・ヲトヒメが造作されたと取りあえず想定しておきたい。

ヤツリノイリヒコは元来崇神（原型）皇子であり、その妃は〔カム〕オホネとオキナガノミズヨリヒメとの間の女「オシグロヒメ」、ヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメはその女であった。欽明～敏達段階でオキナガノミズヨリヒメが欽明～敏達関係系譜に対応させられてヒコイマス妃とされたことにより、〔カム〕オホネはヒコイマス子・ヒコタタス弟として位置づけられ、ヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメと「オシグロヒメ」はオホネの女とされ、ヤツリノイリヒコはオホネの赤名となった。また、「オシグロヒメ」はオホトラシヒコ妃でオホウス・ヲウス（トウス）の生母となった。「天皇記」段階では、ヲウスとヤマトタケルとの合体に伴ってヲウスを始祖としていた宇泥須和気・牟宜都君はオホウスの系統に位置づけられ、それらの祖として「オシグロヒメ」からオシグロノエヒコ・オシグロノヲトヒコが造作されるとともに、それぞれの生母としてエヒメ・ヲトヒメが作為されてオホネ女・オホウス妃とされたということである。なお、オホウス・ヲウスは、「オシグロヒメ」所生とされていたと想定されることからすれば、継体段階の王統譜ではヤツリノイリヒコの子でヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメの同母兄弟という位置づけであったことも想定される。

IV ヌナキノイリヒメ・トホチノイリヒメ

ヌナキノイリヒメとトホチノ（二）イリヒメは尾張のオホアマヒメ所生でヤサカノイリヒコの同母妹とされる。しかし、トヨキノイリヒコも同母とされていたとみられることはヌナキノイリヒメ・トホチノイリヒメが元よりオホアマヒメ所生とされていたことを疑わせる。尾張系の者が崇神妃とされているのは継体と尾張のメノコヒメとの婚姻関係が反映されたものであり、メノコヒメ所生は安閑・宣化のみと伝えられているからであるが、実際、ヌナキノイリヒメは磯城郡主出自のヌナキツヒメ所生とされていたことが想定されるのである（黒田、1999年）。

ヌナキノイリヒメがヤサカノイリヒコの同母妹とされた事情としては、両者が夫妻や父女など近い関係の者とされていたことが考えられる。夫妻の場合、一つには、ヤサカノイリヒメがヤサカノイリヒコの女に変改されたことによって、ヌナキノイリヒメが後者の妃・前者の生母とされたことが想定されるが、ヌナキノイリヒメがヤサカノイリヒコの同母妹として位置づけられた理由が問題となる。いま一つは、ヌナキノイリヒメがヤサカノイリヒメとともに当初よりヤサカノイリヒコ妃とされていたという想定である。所生子女を有さなくなったことにより夫妻関係が解消されて同母兄妹とされたというわけである。子女とされていた者を見出し得れば、この想定

は妥当性を有するということになる。

注目されるのはヌナキノイリヒメと類似する景行皇女ヌナキノイラツメ（『記』、生母不明）・ヌナキノヒメミコ（『紀』、ヤサカノイリヒメ所生）の同母兄弟姉妹である。前述のように、ワカキノイリヒコ・タカキノイリヒメはヌバタノイリヒメ所生垂仁皇子女とされていたとみられるので除けば、『記』のワカキノイリヒコの代わりの如く『紀』に見えるイサキノイリヒコが残される。

ヤサカノイリヒコとヌナキノイリヒメとの間の子としてイサキノイリヒコが、垂仁とヌバタノイリヒメとの間の子としてイニシキイリヒコ・ワカキノイリヒコ・タカキノイリヒメが位置づけられていたのが、どのようにして現系譜のようになったのであろうか。ヤサカノイリヒコの子とされていたイホキノイリヒコが垂仁皇子とされた段階で、イサキノイリヒコも垂仁皇子とされたが、ヌナキノイリヒメは垂仁妃とされず、ヤサカノイリヒコの同母妹とされたと思う。垂仁妃とされなかった理由については、垂仁が欽明、ヤサカノイリヒメが宣化皇女・欽明后イハノヒメ（イシヒメ）、ヌバタノイリヒメとアザミノイリヒメが蘇我稲目女・欽明妃キタシヒメ・ヲアネキミに当たるという系譜上の位置づけと関係することが考えられる。イサキノイリヒコは、イホキノイリヒコとともにヤサカノイリヒコの子とされていたことからして、垂仁皇子に変改された際にはヤサカノイリヒメ所生として位置づけられたとみるのが良いであろう。

以上ヌナキノイリヒメをヤサカノイリヒコ妃と考え、その所生としてイサキノイリヒコを想定し得るとしたのであるが、ヌナキノイリヒメをトホチノイリヒメに置き換えても実は同様である。しかし、ヌナキノイリヒメと関係する如きヌナキノヒメミコ（イラツメ）が『紀』でイサキノイリヒコの同母姉とされていることは、イサキノイリヒコがトホチノイリヒメよりもヌナキノイリヒメの方に近いことを示す。しからば、トホチノイリヒメの位置づけについてはどのように考えられるのであろうか。

トホチノイリヒメがヌナキノイリヒメとともにヤサカノイリヒコの同母妹とされていることについては、トホチノイリヒメもヌナキツヒメの所生とされていたことや、ヤサカノイリヒコと関係を有していたことによることが考えられる。ヤサカノイリヒメは元来ヤサカノイリヒコ妃とされていた。「某+イリヒコ」に対応する「某+イリヒメ」ないしそれに準ずる者はミマツ（キ）ヒメ・トヨスキイリヒメ・イホキノイリヒメとヤサカノイリヒメであるが、前三者は父母が王統譜上に位置づけられていた。ヤサカノイリヒメも同様とみるべきであろう。王統譜上での位置からすれば、その父母は崇神やその世代前後の者になる。トホチノイリヒメをヤサカノイリヒメの生母とみては如何であろうか。ヤサカノイリヒメのヤサ

カノイリヒコの妃から女への変更により、トホチノイリヒメがヤサカノイリヒコの同母妹となったとみるのである。しかしこの場合、トホチノイリヒメがヤサカノイリヒコ妃とされなかったことと、誰がトホチノイリヒメの父母とされていたかが問題となる。

ヤサカノイリヒメの生母としてのトホチノイリヒメは崇神と同世代というのが最も相応しいが、欽明とイハノヒメのように、崇神の子の世代、ヤサカノイリヒコと同世代というのも有り得るので、その父母としては崇神の父母ないしは崇神と同世代に位置づけられる。「イリヒコ」「イリヒメ」は崇神を以って嚆矢とし、崇神の前の世代はもとより同世代にも位置づけられていない。崇神の妃(后)の名としては「ミマキイリヒメ」が相応しいにもかかわらず、ミマツヒメ(『記』)やミマキヒメ(『紀』)であり、「イリ」が付されていないのは崇神が「イリヒコ」「イリヒメ」の最初の者とされていたことによるのであろう。また、今のところ、崇神系以外に位置づけられていたと考えられる「イリヒコ」「イリヒメ」はトヨスキイリヒメのみである(これも元来は崇神系であった可能性はある)。トホチノイリヒメには崇神皇女以外の位置づけを想定し得る材料は見当たらないので、崇神皇女として位置づけられていたとしなければならない。それではその生母はどうか。

崇神(原型)后妃として王統譜形成当初に位置づけられてた可能性が考えられる者はミマツ(キ)ヒメ・オホアマヒメ・ヌナキツヒメである。先ずトホチノイリヒメ生母としてオホアマヒメには問題がある。尾張系オホアマヒメが位置づけられたのは継体妃メノコヒメとの関係によるのであり、メノコヒメ所生は安閑・宣化のみであるからである。ミマツヒメも、トホチノイリヒメが元の系譜に基づいてミマツヒメ所生とされずに、女ヤサカノイリヒメがヤサカノイリヒコ妃であったことによりヤサカノイリヒコの同母妹に改変された理由が不明となる。ヌナキツヒメ所生で、現系譜と同様にヌナキノイリヒメと同母姉妹というのが妥当なように思われる。しかし、やはりヤサカノイリヒメがヤサカノイリヒコの女とされたことに伴い、トホチノイリヒメがヤサカノイリヒコ妃とされなかったことが問題となる。オホアマヒメ所生としてヌナキノイリヒメとともにトホチノイリヒメがヤサカノイリヒコの同母妹に位置づけられたので、ヤサカノイリヒコ妃とされなかったとみられるが、他の位置づけ、元のようにヌナキツヒメ所生とすることも可能であった筈である。ヌナキツヒメが多氏と関わる磯城県主出自であったために、多氏系系譜の変改に伴って崇神妃から排除されたことによって、ヌナキノイリヒメ・トホチノイリヒメがヤサカノイリヒコの同母妹とされたのであろう。

V ヌノシノイリヒメ

ヤマトタケルの女として「イリヒメ」が位置づけられているのは、ヤマトタケルが垂仁皇子とされていたことからすれば、異とする程ではないようでもある。しかし、崇神以外の「イリ」は殆ど「イリヒコ」の子女として位置づけられていたことが想定されるのであるから、ヌノシノイリヒメも本来同様の位置づけにあったと考えるのが妥当であろう。

現系譜のヤマトタケルは垂仁皇子ヤマトタケル(以下「原ヤマトタケル」と記す)とオホタラシヒコの子ヲウス(黒田, 1998年)とが合体されたものである。ヤマトタケルが景行皇子とされているのはヲウスの位置が踏襲されたことによることは言を待たない。ヌノシノイリヒメがフタチノイリヒメ所生とされていることは両者が元より近い関係にあったことを示すとみられるとすれば、女と生母の関係の他に姉妹が考えられる。後者の場合はヌノシノイリヒメはトヨキノイリヒコとトヨスキイリヒメとの間の女となる。前者では、原ヤマトタケルの女であるヌノシノイリヒメを「イリヒコ」の妃とみななければならないが、そのような「イリヒコ」は想定し難い。

ヌノシノイリヒメは、フタチノイリヒメ姉妹、トヨキノイリヒコ・トヨスキイリヒメ女であったとすれば、フタチノイリヒメが垂仁皇女に変改された際にヤマトタケルの女として位置づけられたと推測し得るが、誰かの妃とされていたことが想定されるであろうか。トヨキノイリヒコは崇神皇子であり、垂仁も同様であるが、後者は崇神の兄ヒコフツオシノマコトの女ミマツヒメ所生であるから、トヨキノイリヒコの子と垂仁とが同世代に当たるとすれば、原ヤマトタケルはトヨキノイリヒコの子の一代後の者となる。ヤマトタケルは雄略が架上された者とみられる(吉井巖, 1967年)ことからして、元来は現系譜の如き吉備族出自の女所生という位置づけであったかどうか疑わしい。確かに雄略は吉備上道臣(吉備窪屋臣)のワカヒメを妃としたと伝えられるが、生母は皇族のオシサカノオホナカツヒメとされている(これも問題があることは前者等で指摘)からである。吉備族の女オホキビタケ〔ル〕ヒメ(『記』)やキビノアナトタケ〔ル〕ヒメ(『紀』)がヤマトタケル妃とされているのであるから、原ヤマトタケル生母は皇族とされていたとみるのが良いのではなからうか。皇族とすれば崇神系の「イリヒメ」が考えられてしかるべきである。現ヤマトタケルの女と伝えられ、原ヤマトタケルの父母の世代の者として位置づけられていたことが考えられるヌノシノイリヒメを想定することができるのではなからうか。

現ヤマトタケルの生母ハリマノイナビノオホイラツメないしイナビノワカイラツメは本来は「ハリマノイナビ

ノイラツメ」であり、『記』『紀』編纂段階頃に分立されたとみられる(黒田, 1995年)。この父は景行記でワカタケキビツヒコとされるが、孝霊皇子として孝霊記に見えるワカヒコタケキビツヒコと同一人とみて良いであろう。ヤマトタケル妃の方はオホキビタケ〔ル〕ヒメとキビノアナトタケ〔ル〕ヒメとで異なるが、前者の兄吉備臣建日子と後者の父吉備武彦とは、「臣」の有無はあるが、これは『記』では「吉備」を氏名とみてカバネ「臣」が付されているに過ぎないと考えられるので、同一人の異表記とすべきである。オホキビタケ〔ル〕ヒメは、「大」が美称で「オホキビ」が「キビ」と変わるものでないとすれば、キビタケ〔ル〕ヒコと男女の一对を成す者となる。両者は元来は兄妹関係ではなく、夫妻として位置づけられていたことが考えられるのである。このことからすれば、キビノアナトタケ〔ル〕ヒメをキビタケ〔ル〕ヒコの女とする『紀』の方がより本来的な所伝と考えられるかも知れない。しかし、キビノアナトタケ〔ル〕ヒメが設定されていたにもかかわらず、〔オホ〕キビタケ〔ル〕ヒメがヤマトタケル妃とされた理由が問題となる。キビノアナトタケ〔ル〕ヒメは〔オホ〕キビタケ〔ル〕ヒメに「アナト」が付加されただけの人名であり、後者を基に造作されたもののようにも思われる。〔オホ〕キビタケ〔ル〕ヒメとキビノアナトタケ〔ル〕ヒメのいずれも、ヤマトタケル妃として位置づけられる吉備族の女が必要とされたことによって、位置づけが変改されたり、造作されたりしたものではなかろうか。

ヤマトタケル妃として〔オホ〕キビタケ〔ル〕ヒメが改変されたり、キビノアナトタケ〔ル〕ヒメが造作された事情としては、ヤマトタケル妃とされていた者の位置づけの変改に伴うことを想定することができる。元来のヤマトタケル妃であったハリマノイナビノイラツメが生母に変更され、その代わりにそれらが位置づけられたとみるのである。しかし、キビタケ〔ル〕ヒコや〔オホ〕キビタケ〔ル〕ヒメがヤマトタケルと関係のない者とされていたとは考え難い。ワカ〔ヒコ〕タケキビツヒコが吉備族の祖として位置づけられる前にヤマトタケルの子ワカタケルヒコがそれとされていた(前著)ことから、ワカ〔ヒコ〕タケキビツヒコをハリマノイナビヒメの父とする系譜は変改されたものとしなければならないが、しからば、ハリマノイナビヒメの父母としてキビタケ〔ル〕ヒコ・〔オホ〕キビタケ〔ル〕ヒメが位置づけられていたことが想定されるのである。

ワカ〔ヒコ〕タケキビツヒコなる人名は、『紀』がワカタケルヒコを吉備臣の祖としていることから、ワカタケルヒコとキビツヒコとが合体されたものとみることができる。しかし、「ワカヒコ」はオホヒコ(阿倍氏・膳氏の祖)と長幼の対を成す者であるから、「タケキビツ

ヒコ」にオホヒコと対を成す「ワカヒコ」が冠されたものであり、ワカタケルヒコとは直接関係する人名とみるべきではないのではなかろうか。むしろ「タケキビツヒコ」はキビタケ〔ル〕ヒコとの関係で考えるべきもののように思う。キビツヒコとキビタケ〔ル〕ヒコとで「タケキビツヒコ」となり、それに「ワカヒコ」が冠されたとみるのである。

ヌノシノイリヒメ・フタヂノイリヒメ姉妹がそれぞれ原ヤマトタケルの生母・妃とされていたということであるが、ヤマトタケル等の生母が吉備族の関係者とされたことについてはどのように考えられるであろうか。ヌノシノイリヒメ所生垂仁皇子としてのヤマトタケルは、ヌバタノイリヒメやアザミノイリヒメの所生子女と同様、「イリ」系の正当な後継者である。このヤマトタケルの「イリヒメ」所生から吉備族系所生への変更は、ヤマトタケルを「イリ」系の正当な後継者とする系譜の変改としなければならない。これはヤマトタケルが垂仁皇子から景行皇子に改変されたことと関係するのではなかろうか。「イリ」と直接の関係を有さなくなるからである。原ヤマトタケルは、欽明～敏達段階で、雄略生母オシサカノオホナカツヒメの母方の祖とされていたが、この系譜が変改されて雄略とつながらない者として「天皇記」で位置づけられた。これは和珥氏系によって形成された王統譜の変改であるが、ヤマトタケルを雄略とつながらない者とするために、「イリヒメ」所生の「イリ」王統の直系の位置から外し、吉備族の女所生の景行皇子として位置づけたのではなかろうか。ハリマノイナビヒメがヤマトタケル等の生母とされたのは「天皇記」段階においてであったと考えられる。

原ヤマトタケルの位置づけの変改はオホトラシヒコの子ヲウスと合体されるかたちで行われたようである。ヤマトタケルがヲウスと合体された理由の一つとして、ヤマトタケルが吉備と、ヲウスが美濃と関係するように、倭政権の西と東とに隣接する地域と関係する位置づけにあったことが考えられる。しかし、同じ美濃に關係するオホウスとではない理由としては、ヤマトタケルの原型たる雄略が現系譜で允恭の男子五人の末子であることと関係するのではなかろうか。長子キナシノカルは孝徳や天智皇子大友とを基に作為された者であり(黒田, 1993年)、第二子サカヒノクロヒコと第四子ヤツリノシロヒコは黒と白という対照的人名であってこれらも造作された者で雄略の兄弟として本来の者ではないとすれば、残るのは第三子安康だけとなる。雄略が安康の弟であるという関係が、ヤマトタケルが弟のヲウスと合体された理由とみられる。

ヌノシノイリヒメは、元来ヤマトタケルの生母として位置づけられていたが、ヤマトタケルが景行皇子に変改

されたことにより、ヤマトタケル・フタチノイリヒメとの関係で、『紀』に見えるヤマトタケル皇女とされる系譜も生じたと考えられるのである。

VI ヤサカノイリヒメ・イホキノイリヒメ

以上、「イリ系譜」について、前著での不備を補いつつ再検討を行い、欽明～敏達段階と「天皇記」段階の系譜はほぼ考え得た。しかし、未だ継体段階のタケキゴコロ・ヤサカノイリヒメ・イホキノイリヒメの父や母が不明である。ここでこれらについて考えておくことにしたい。

蘇我氏系（葛城系）の祖タケキゴコロの生母は、欽明～敏達段階・「天皇記」段階と同じく、葛城のワシヒメとみて問題は生じないと思う（黒田，1995年）。父は神武の原型イハレヒコとヒコホホデミ（黒田，1994年）のいずれと考えるべきか。継体段階で少なくとも男系ではイハレヒコ系に「イリ」「某+ヒコ」「ワケ」「ミミ（多氏系）」や雄略系・継体が位置づけられていた（黒田，1996年a）。和珥氏系であるヒコホホデミ系は謂わば傍流の位置にあった。多氏が継体段階で和珥氏系や葛城系ほどの勢力を有していたようにはみえないにもかかわらず、王統譜では主流と密接に関係する位置を占めていることは、この系譜が単に当時の勢力の大小に直接関わるかたちで造作されたのではないことを示しているのではなかろうか。継体朝の成立に際してそれに反対する勢力があったことは即位後何年もの後に大和入りしたという『紀』の記述からも窺い得るが、履中系支持勢力と雄略系に関わる継体支持勢力との対立・抗争があり、前者としては仁賢・武烈につながる和珥氏や雄略系に弾圧された葛城南部勢力（巨勢氏）が、後者としては蘇我氏や葛城北部勢力（平群氏）・息長氏・尾張氏等が想定されるというのが私見である（黒田，1990年b）。このことからすれば、多氏は継体朝成立以前に継体と関係を持っていたことにより、実際の勢力にかかわらず、継体等とつながる位置づけがなされたとみられ、また、蘇我氏系の祖であるタケキゴコロはイハレヒコの子として位置づけられていたと考えられる。

ヤサカノイリヒメは、ヤサカノイリヒコ・トホチノイリヒメは継体段階でも崇神（原型）皇子女とされていたとみられるので、欽明～敏達段階と同様の位置づけにあったとみても問題とはならないと思う。ヤサカノイリヒメが垂仁妃として位置づけられたのは、継体～敏達の系譜に対応させることが一理由である（前著）が、いま一つヤサカノイリヒメが垂仁と関係する者として既に位置づけられていたことも考えられるのではなかろうか。

イホキノイリヒメは欽明～敏達段階でヌバタノイリヒ

メ所生垂仁皇女とれていたとみてきたが、これはイホキノイリヒコが敏達、イホキノイリヒメが推古に当たるところからのものである。しかし、継体段階の系譜ではそのような対応性で位置づけられたとは必ずしも想定し得ない。イホキノイリヒコとイホキノイリヒメとが夫妻とされていたとするならば、イホキノイリヒメの父として位置づけ得る「イリヒコ」としては、対応するイホキノイリヒコの父ヤサカノイリヒコや伯叔父トヨキノイリヒコ・垂仁・ヤツリノイリヒコの他、一世代差のある夫妻関係になるイサキノイリヒコも挙げ得るが、イサキノイリヒメの場合はイホキノイリヒメの生母たる者が不明である。イニシキイリヒコ・ワカキノイリヒコ・イナセノイリヒコも父系ではイホキノイリヒコと同世代であるが、母系ではイホキノイリヒコの子女の世代となるので、若干問題がある。イホキノイリヒコは崇神孫であるから、イホキノイリヒメは崇神皇女ということも想定できぬわけではないが、イホキノイリヒコの生母ヤサカノイリヒメを崇神孫とみる限り、不可とすべきである。

ヤサカノイリヒコが父であった場合は、イホキノイリヒメはイホキノイリヒコと異母兄弟姉妹婚、その生母としてはヌナキノイリヒメを考えることができるが、尾張系・磯城系となる。トヨキノイリヒコが父の場合は、イホキノイリヒメはヌノシノイリヒメ・フタチノイリヒメの姉妹で蘇我氏系とつながる者として位置づけられていたことになる。垂仁とすれば、ヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメのいずれかがイホキノイリヒメの生母となり、ヤツリノイリヒコであれば、ヌバタノイリヒメ・アザミノイリヒメの姉妹（妹）となるが、いずれも息長氏系・美濃系である。世代的関係からすればいずれも可能性のある位置であるが、イホキノイリヒメが欽明～敏達段階で蘇我氏系の推古に相当する位置にあったと推測し得ることからして、蘇我氏とつながる位置であるトヨキノイリヒコの女というのが妥当ではなかろうか。

さて、イホキノイリヒコ・イホキノイリヒメ両者の間に子女が位置づけられていた筈である。『記』はイホキノイリヒコの子ホムタノマワカ（尾張氏系シリツキトメ所生）の三女タカキノイリヒメ・ナカツヒメ・ヲトヒメを応神后妃とし、『紀』も三女は同じであるが、ホムタノマワカは見えない。タカキノイリヒメとヲトキミの位置は、現系譜の位置づけでは、景行皇女とする所伝の方が本来的ではあるが、タカキノイリヒメは垂仁皇女というのが元来の位置である。タカキノイリヒメは垂仁皇女から景行皇女を経て更に景行曾孫へと位置づけが変更されて行ったのであるが、これは王統譜の変改に伴うものである。しかし、最終的にタカキノイリヒメがイホキノイリヒコ孫・ホムタノマワカ女とされた理由が考えられなければならない。ホムタノマワカは、応神＝ホムタワ

ケと関係する如き人名であるから、応神妃の父として位置づけられたことや造作されたことが考えられる。問題は、景行皇子として位置づけられている「イリヒコ」は他にワカキノイリヒコ・イサキノイリヒコ・イナセノイリヒコがあるが、イホキノイリヒコ系とされていることである。イホキノイリヒコが応神やその原型等の大王につながる者として位置づけられていたとみるべきであろう。イホキノイリヒコ系に応神やその原型等の妃が位置づけられていたと想定されるということであるが、それは、イホキノイリヒコと応神との世代関係からして、イホキノイリヒコの女とされていたことが先ず想定される。

応神の原型はオシロワケ（ホムタノオシロワケ）であり、オシロワケはオシロワケとホムタワケ・オホサザキに分立され、後二者はそれぞれ応神・仁徳に、前者はオホタラシヒコと合体されて景行になった。そこで先ず景行・応神・仁徳の後妃として伝えられている者で、イホキノイリヒコの女に相応しい者がいるか否かを見てみよう。皇族とされる者は景行妃ヤサカノイリヒメ・カグロヒメ、応神妃タカキノイリヒメ・ナカツヒメ・ヲトヒメ・オキナガマワカナカツヒメ、仁徳妃ヤタノワカイラツメ（ヤタノヒメミコ）・ウチノワキイラツメであるが、ヤサカノイリヒメ・タカキノイリヒメは前述の通りであり、カグロヒメ・オキナガマワカナカツヒメは息長氏系、ヤタ・ウチノワキイラツメは和珥氏系（前著）であるから、通称的・普通名詞的なナカツヒメとヲトヒメだけが残ることになる。現系譜で景行・応神・仁徳後妃とされている者の中にはイホキノイリヒコの女とされていたと考える者は見当たらないことになる。

しからば、景行・応神・仁徳の原型オホタラシヒコ・オシロワケではどうか。オシロワケの子とされていたとみられる者で重要な者は履中・反正と雄略等の父である。履中は葛城系、反正は和珥氏系であり（黒田、1997年）、雄略の父は欽明～敏達段階でタカキノイリヒメ所生ヌカタノオホナカツヒコであったとみられるが（前著）、継体段階ではヤマトタケルとタカキノイリヒメとの間の子クヒマタと考えられる（黒田、1996年a）。従って、景行の原型の妃でイホキノイリヒコの女として位置づけられていた可能性がある者としてはオホタラシヒコ妃であるオホタラシヒメのみが残されることになる。前に、継体段階でオホタラシヒコは〔オホ〕ヤマトヒコの子、オホタラシヒメはヒコイマスの女とされていたと想定した（黒田、1998年）が、オキナガノミズヨリヒメがヤツリノイリヒコ妃からヒコイマス妃に変更されたのが欽明～敏達段階であることを勘案すれば、オホタラシヒメも同段階で「イリ」系から和珥氏系・息長氏系へ変更されたとみることが可能であるようにも思う。しからば、オホタラシヒメに代わって誰かがイホキノイリヒコの女とし

て位置づけられたとみられる。それに相応しいのはタカキノイリヒメであるが、タカキノイリヒメは推古に相当する位置にあったとみられる。従って、オホタラシヒメをイホキノイリヒコの女とする想定は不可であり、イホキノイリヒコの女がオホタラシヒコやオシロワケの妃とされていたということにも問題があることになる。

しかし、タカキノイリヒメとイホキノイリヒコとが無関係であったとも考え難い。前者が応神妃とされたのは、景行・応神・仁徳が父・子・孫の関係で位置づけられ、景行が垂仁皇子とされた「天皇記」段階とみられる（前著）。タカキノイリヒメの生母ヌバタノイリヒメが垂仁妃として残されたことにより、タカキノイリヒメ生母として新たに位置づけられたのがイホキノイリヒメではなかったか。『記』『紀』編纂段階で応神が景行の曾孫とされたことにより、タカキノイリヒメも景行曾孫・イホキノイリヒコ孫とされ、父として応神に基づいて造作されていたホムタノマワカ（なお後述）が位置づけられたと考えられるのである。

むすびにかえて

以上をまとめると<図2>～<図4>のようになる。しかし、未だ垂仁皇子から景行皇子へ変更された理由を検討していない者がある。イホキノイリヒコ・イサキノイリヒコ・ワカキノイリヒコ・イナセノイリヒコがそれぞれであるが、考え得るところを述べ、むすびにかえることにしたい。

イホキノイリヒコが景行皇子とされたのは、「天皇記」段階で景行・応神・仁徳の成立に伴い、応神がイホキノイリヒコ生母とされていたヤサカノイリヒメ所生の景行皇子として位置づけられた（前著）ことによるとみられる。イサキノイリヒコもヤサカノイリヒメ所生（元来はヌナキノイリヒメ所生ヤサカノイリヒコ子）とされていたとみられるので、イホキノイリヒコと同じ事情を想定し得るが、『記』にはイサキノイリヒコは見えず、その代わりの如くワカキノイリヒコが現れている。ワカキノイリヒコが景行皇子とされたのは、同母姉妹タカキノイリヒメが垂仁皇女から景行皇女に変更されたことと関係するであろう。

タカキノイリヒメは景行皇子としての応神の妃とされたが、垂仁皇女のままであっても応神の嬢であり、他にも同様の婚姻関係があるので、不自然なものではない。応神妃としては従来の位置づけでは不都合であったために景行皇女に変更されたのであろうが、どのような問題が想定されるであろうか。タカキノイリヒメはその名からしても応神妃に相応しい者であるが、その所生子とされるオホヤマモリは、父の遺志に背いて皇位を狙ったた

めに、弟ウチノワキイラツコ（及び仁徳）によって殺されたとされている。このような伝承は、蘇我氏が和珥氏系によって形成された王統譜を変改する過程で、作されたものである（前著）。本来垂仁皇女として位置づけられていたとみられる「イリ」はタカキノイリヒメだけであり、タカキノイリヒメは「イリ」王統の嫡系である。タカキノイリヒメ所生とされていた者を抹殺しようとした蘇我氏系としては、そのような位置にタカキノイリヒメを置いておくことはできなかったのではなかろうか。タカキノイリヒメを景行皇女とすることによって、皇女ということでは同じであるが、「イリ」の嫡系の位置を変改したのではないか。同時に、このような系譜変改は継体～欽明関係の系譜との関係もあったと思われる。仁徳は成立当初は景行皇子・応神兄弟として位置づけられたホムタノマワカの女ナカツヒメ所生の応神皇子とされたとみられる（前著）が、この関係は継体～欽明の系譜関係に一致する。ホムタノマワカは宣化、ナカツヒメはその女イハノヒメ（イシヒメ）に相当し、『紀』が宣化皇女・欽明妃とするワカヤヒメは本来は継体紀に継体皇女とあるクラノワカヤヒメであったとみられる（前著）ことからすれば、タカキノイリヒメはクラノワカヤヒメに相当することになる。この関係に基づいて、タカキノイリヒメが景行皇女とされたと考えられるのである。ワカキノイリヒコは、このようなタカキノイリヒメの位置づけの変改に伴って、垂仁皇子から分立され景行皇子としても位置づけられたのであろう。

イナセノイリヒコがアザミノイリヒメ所生垂仁皇子からイカヒメ所生景行皇子へと変更された事情はどうか。イナセノイリヒコが景行皇子とされ、アザミノイリヒメが垂仁妃として残されたことにより、アザミツヒメが垂仁皇女として造作されてイナセノイリヒコ（イナセヒコ）の妃とされたとみられるが、アザミツヒメはイナセノイリヒコの妃に位置づけられるよりもその母とされた方が元の系譜に忠実であることは言うまでもない。しかるにイナセノイリヒコはイカヒメ所生とされている。イカヒメから分立されたイカタラシヒメは現系譜でヌバタノイリヒメ所生垂仁皇女であり、欽明～敏達段階でも、垂仁皇女であるから（前著等）、同様の位置づけであったとみられる。『記』『紀』で孝霊の生母が孝昭の姪とあり、父母が明記されていない（『紀』はアマタラシヒコニオシヒトの女かと注記する）のは、父母イカタラシヒコ・イカタラシヒメが垂仁皇子女として残されたことによる。その事情として、イカタラシヒメがイナセノイリヒコの生母とされたことが考えられる。ヌバタノイリヒメ所生のイホキノイリヒコ・タカキノイリヒメがヤサカノイリヒメ所生の景行皇子女とされたことに伴い、アザミノイリヒメ所生のイナセノイリヒコがイカタラシヒメ所

生の景行皇女に位置づけられたのではなかろうか。イカタラシヒメ所生とされたことについては、両者が、単に垂仁の子女というだけでなく、生母が姉妹という近い関係にあったことによるとみられる。しかし、イニシキイリヒコ等が景行皇子とされず垂仁皇子のままで残されたことからすれば、イナセノイリヒコもアザミノイリヒメ所生として残されてもよかった。イニシキイリヒコは、他の「イリ」とは異なり、石上の神室を管理したという伝承を持ち、元来、垂仁の後継者の位置を占めていたとみられる。景行を「イリ」の直系とするために、本来の直系イニシキイリヒコと同母とする系譜が形成されたのではなかろうか。ワカキノイリヒコも残されているのは、イニシキイリヒコと同母弟ということによるとみられる。異母兄弟とされていたイナセノイリヒコは傍系であるため、景行皇子に変改されたことが考えられる。

本稿で述べるべくして述べることができなかつたところは多いと思うが、紙数も尽きたので、全て後考の課題としたい。

（1999年3月20日 稿了）

参 考 文 献

- 黒田達也 『古代の天皇と系譜』（校倉書房、1990年a）
 「后妃伝承をめぐって」（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』〈以下『紀要』と略記〉24 1990年b）
 「『ヒコ+某』形式の人・神名とその特徴」（『紀要』25 1991年）
 「木梨軽皇子伝承についての一考察—系譜論との関係で—」（『紀要』27 1993年）
 「アメノオシホミから神武に至る系譜の形成」（『紀要』28 1994年）
 「蘇我氏関係系譜の原型をめぐって」（『紀要』29 1995年）
 「多氏と王統譜」（『紀要』30 1996年a）
 「和珥氏関係系譜についての再検討」（『日本書紀研究』第20冊所収 塙書房 1996年b）
 「葛城氏系后妃についての再検討」（『日本国家の史的特質』所収 思文閣出版 1997年）
 「『タラシ』関係系譜についての再検討」（『紀要』32 1998年）
 「県主系后妃と王統譜」（『日本書紀研究』第22冊所収 塙書房 1999年）
 吉井 巖 『天皇の系譜と神話』（塙書房、1967年）

<追記> 本稿は平成10年度文部省科学研究費補助金基盤研究(C)による研究成果の一部である。